

放送大学学園平成26年度第2回契約監視委員会議事概要

| | |
|----------------------|---|
| 開催日及び場所 | 平成26年11月7日(金) 放送大学東京文京学習センター 会議室 |
| 委員 | 委員 関口 一材 (放送大学学園・監事) 委員 清水 幹裕 (放送大学学園・監事) (欠席) 委員 和田 義博 (和田義博会計事務所・公認会計士) |
| 委員長 | 関口 一材 (放送大学学園・監事) |
| 審議対象期間 | 平成26年4月1日 ~ 平成26年9月30日 |
| 審議事項 | 1. 平成26年度・上半期の契約状況について 2. 内閣府から競争性について自主的な改善を求められた契約のその後の改善状況等について 3. 会計検査院から契約手続について改善を求められた電気・ガスの調達契約のその後の改善状況等について |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 下記のとおり |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし |

| 意見・質問 | 回答等 |
|---|--|
| <p>1. 平成26年度・上半期の契約状況について</p> <p>平成26年度については未だ年度の途中であることから、今回は上半期の契約状況について整理し、今後、年度全体の契約について分析を進めていくとのことだが、去年同期と比べ、随意契約の割合等が改善されているという印象はあまり受けられない。今後、下半期の契約も行っていくこととなるが、引き続き、契約の競争性の改善等に努めていただきたい。</p> <p>2. 内閣府から競争性について自主的な改善を求められた契約のその後の改善状況等について</p> <p>内閣府から競争性について自主的な改善を求められた「通信指導問題・単位認定試験問題作成実施支援委託業務」において使用しているシステムを開発・導入した時期はいつであるのか。また、当該業務に係る契約については、同システムを開発・構築した者が、導入以降、継続して契約相手方となっているのか。</p> <p>本契約については、昨年度、内閣府から契約の競争性について自主的な改善を求められたことを受け、所要の改善を図ったとのことだが、その結果、一者応札の状況は改善されたのか。</p> <p>本契約の競争性の改善を図るに当たっては、本システムに係る著作権の帰属が問題となっているとのことだが、どのようなことが問題であるのか。また、本契約については、今後、どのように見直し等を図っていくこととしているのか。</p> <p>本契約においてはシステムの保守・改修業務を行う必要があり、プログラムの著作権の相当部分を現行の契約相手方が保有し、プログラムソースを一般に公開していない状況においては、本契約について、これを随意契約とすることについてはやむを得ないものと考ええる。</p> <p>3. 会計検査院から契約手続について改善を求められた電気・ガスの調達契約のその後の改善状況等について</p> <p>会計検査院から契約手続について改善を求められた電気及びガスの調達契約については、同院からはどのようなことについて改善を求められたのか。また、上記の同院からの指摘に対して、どのように対応しているのか。</p> | <p>上半期については、年度当初に契約する賃貸借契約等が多数あり、これらの契約については随意契約が多い状況である。これらの契約が上半期の契約全体の多くを占めていることなどから、随意契約の割合等は前年同期と比べ大きな変化はない状況である。今後、下半期の契約においても、引き続き、契約の競争性の改善等に努めて参りたい。</p> <p>本システムの構築に着手したのは平成8年であり、それ以降は同システムを開発・構築した者が本件契約の相手方となっている。また、本契約については、平成23年までの間は随意契約を行っていたが、平成24年からは一般競争へ移行しており、それ以降は一者応札が継続している状況にある。</p> <p>平成26年度の契約手続において、本契約に係る入札説明書及び仕様書のホームページでの公開、入札説明会の実施等、所要の改善のための取組を実施したところであるが、26年度においては、競争入札に興味を示す者が複数者あったものの競争に参加するには至らず、一者応札の状況を改善することはできなかった。</p> <p>このため、本契約において一者応札が生じている要因等を把握するため、契約相手方からヒアリングを行うなどして検証したところ、本システムに係る著作権の帰属が問題となっていることが明らかとなった。</p> <p>本業務において使用するシステムに係るプログラムの著作権については、本システムの開発・構築を行った現行の契約相手方がその相当部分を保有している。そして、そのプログラムソースについては一般に公開していないことなどから、本件業務については、現行の契約相手方以外の者が請け負うことは極めて困難であると考えている。本契約は、随意契約の点検・見直しの一環として、平成24年に随意契約から一般競争へと移行しているが、その移行に当たり、契約当事者双方において、本契約の性質又は目的が競争に適合するものであるかについての検討が十分でなかったものと考えている。</p> <p>本契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する契約であると考えられることから、現行の契約方法を見直し、次年度からは、随意契約によることとしたいと考えている。</p> <p>会計検査院からは、放送大学学園の本部地区で使用する電気及びガスの調達契約(平成24、25両年度分)に関して、政府調達協定等において定められている要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの同協定等に基づく契約手続が実施されていないのは適切ではないため、同協定等に基づく所要の契約手続を実施するよう指摘を受け、その改善を求められたところである。</p> <p>本学園では、上記の指摘を受け、契約を担当する部局に対して通知を発して、契約担当者が政府調達協定等の趣旨を十分理解した上で、電気及びガスの調達契約について、同協定等の対象となる要件を満たす場合には同協定等に基づく契約手続を実施するよう周知徹底した。そして、これまで一般電気事業者又は一般ガス事業者と随意契約を行っていた従前の契約を見直すこととし、それぞれの調達契約については、同協定等に基づく契約手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載し、一般競争に付する処置を講じたところである。</p> <p>(以上)</p> |